

座間市監査委員公表第2号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求（座間市職員措置請求）に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月12日

座間市監査委員 上原昌弘

同 京免康彦

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和3年3月3日に提出されました住民監査請求（座間市職員措置請求）（以下「本件請求」といいます。）につきましては、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

第1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりです（以下、原文のまま掲載）。

1 請求の要旨

(1) 不当な財務会計上の行為及び行うことが予測される行為

北地区文化センター文化祭実行委員会の事務局を担当する館長及びその管理下にある市職員が行った不当な会計処理行為。

「座間市社会教育活動推進委託事業要綱」第8条 委託金の返還 第3項で委託金額に残額が生じた時には市に返還を求めている。しかし、令和元年文化祭において返還すべき残額が生じているにも関わらず、「北地区文化祭事業決算書」作成の際、事実と異なる不当な決算処理を行い文化祭実行委員会の残額返還を妨げた。尚、文化祭実行委員会の事務局は、市職員がその役割を担い会計処理実務を行っている。具体的不当な会計処理については後述する。委託金の出納帳簿も存在しない。

生涯学習課長は事業実績報告書の受理に際し、十分な精査せず受理し残額返還を見逃しその事実を館職員と共に黙認した。

市長においては、2021年2月5日付け意見提案書として上記不当な行為について改善を求めたが、実行委員会役員会会計、監査の押印を根拠に問題なしと回答された。生涯学習課長等に事実確認指示を怠り残額返還に至らなかった。

(2) 当該行為が不当と考える理由

「北地区文化祭事業決算書」の他、館長、職員により模擬店等の収支決算書が「令和元年度第36回北地区文化祭」の表題で作成されている。委託金の帳尻合わせ及び実行委員会の利益積立金を膨らませる要因は、模擬店の収支決算書「令和元年度第36回北地区文化祭」に本来算入すべき費用の一部を「北地区文化祭事業決算書」への移し替えを不当に行っている。それに伴い、委託金20万円と支出合計は、差異なしとなり返還すべき残額はゼロとなっている。

移し替えられた費用の主たるものは模擬店で使用したプロパンガス関係費用である。年度を遡り調査した結果、当該年度に限らず、過去においても同様の操作が行われている。

年度を跨ぎ使用できる積立金は、館長、市職員にとって自由度の高い物品購入源資となる。調査の結果、本来市予算を源資とすべき物品が実行委員会の正式承認なく事後報告で多数購入されている事実がある。

館にて情報調査中、館長から“別の財布”なる言葉を耳にした時、この別の財布を膨らます行為があったと確信した。

尚、実行委員会の利益積立金が市当局に承認されているか否かについて、市への確認をお願いしたが現時点で確認されていない。

(3) 座間市がどのような損害を被っているか更に今後被るであろう損害

「北地区文化祭事業決算書」の内、費目①需用費（燃料費）プロパンガス代28,050円、②使用料及び賃借料19,140円③合計47,190円は、模擬店費用の一部である。これは上述した移し替えられた費用である。

結果、当該年度残額となる47,190円の返還を妨げ市が被った損害と考えられる。その他、消耗品費68,084円の内訳調査を通じ一部文化祭に使用しない物品購入を確認した。

過去数年間についても調査したが、同様の不当な決算処理で相当金額の返還が妨げられて来た事実が認められる。

今回の監査請求による措置が執られなければ、今後毎年度継続して相応の損害を市が被ることになる。

(4) 誰にどのような措置を講ずるか

① 館長及び館所属市職員（除く非正規職員）

今後の同様の不当決算行為を断つため、決算業務の正常化措置と透明性を確保するための決算業務改善命令措置を請求する。

② 生涯学習課長

「北地区文化祭事業決算書」を受領時に精査確認せず、繰り返し改善要請をしたにも関わらず“問題なし”と黙認したことで本不当行為が続けられ、市に実質損害を与えた。

こう言った観点から決算業務管理改善命令措置を請求する。

同時に、公民館統括責任者として他2か所についても自主的監査実施命令措置を請求する。

③ 市長

当方からの不当決算行為を問題提起したが“問題なし”との回答を出し、適切な指導を怠り且つ黙認することで職員の不当行為防止に努めなかった。

市職員に対し、本不当行為及び類似行為の禁止を文書にて徹底するよう請求する。

④ 監査により返還すべき金額を明確にし、直ちに返還すべき該当者に対し市への返還措置を請求する。

⑤ 模擬店等での利益積立が認められない場合には、直ちに市への返還協議を文化祭実行委員会と開始する措置を請求する。

(5) 一年以内に請求できなかった理由

本監査請求の根拠である「座間市社会教育活動推進委託事業要綱」は、従来公開されておらず、登録団体全体会議、実行委員会においても何ら説明されていない。

今回「座間市社会教育活動推進委託事業要綱」第8条の残額返還規定を認識したのは2020年12月28日付け市の回答に添付された時である。

従って当該要綱認識時点を起点と考えます。

尚、現在市HPにて検索確認できる状況になりました。当方が残額返還規定を認識後、直ちにHPでの公開を要望し生涯学習課にてアップされた。

2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

3 請求書の提出日

令和3年3月3日

4 請求の要件審査

本件請求については、監査を実施することとしましたが、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているか否か引き続き検討することとしました。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

北地区文化センターコミュニティ文化祭開催事業費の令和元年度委託料の支出(精算)行為が、違法又は不当であることにより市に損害が生じているか否か、また、市長及び

生涯学習課長が黙認した事実が違法又は不当な財産の管理を怠る事実該当するか否かを監査の対象事項としました。

2 監査の対象部局

教育部を監査対象部局とし、関係書類の調査を行いました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和3年3月23日に積立金を原資に購入した物品の写真資料などが提出されました。また、令和3年3月30日に請求内容の補足説明がなされました。

その際、法242条第8項の規定に基づき、教育部の職員が立ち会いました。

第3 監査の結果

1 事実の確認

対象部局から提出された関係書類により、以下のとおり事実を認めました。

(1) 委託料の概要について

北地区文化センターコミュニティ文化祭開催事業費の令和元年度委託料は、座間市社会教育活動推進委託事業実施要綱（以下「要綱」といいます。）の規定に基づき支出したものです。

要綱第3条に「委託対象となる経費は、委託対象事業に直接必要な経費とする。」、要綱第7条第1項に「委託金は、受託者の請求書を受領してから、すみやかに座間市指定金融機関を通じて支払うものとする。」、同条第2項に「請求があった場合は、事業着手前に、支払うことができる。」と定めています。

また、要綱第8条に「教育長は、受託者が次の各項のいずれかに該当するときは、委託金の全部または一部の返還を命ずることができる。」、同条第3号に「委託金額に残額を生じたとき」と定めています。

(2) 委託料の支出手続の経過

令和元年10月 1日 委託事業の請書及び委託料の請求書を受領

令和元年10月 2日 支出負担行為書を起票

令和元年10月 9日 支出命令書（概算払）を起票（支出額20万円）

令和元年10月18日 指定金融機関派出所窓口で北地区文化祭実行委員会委員長に直接委託料を支払い。

令和元年11月26日 北地区文化祭実行委員会委員長から第36回北地区文化祭事業決算書を受領

令和元年12月 4日 精算書を起票（精算額20万円。精算日は令和元年11月26日と記載あり。）

2 判断

本件請求に関して監査を実施する過程で判明した事実から、本件請求が、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、以降の審理を行わない(請求を却下する)ことに決定しました。

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると規定しています。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、請求の期間制限を規定しています。

請求人は、令和元年11月26日になされた第36回北地区文化祭実行委員会に対する市の委託料の支出(精算)行為を不当な行為と主張していますが、本件請求時(令和3年3月3日)において、当該委託金の支出(精算)行為が終わった日から1年を経過していることは明らかです。

また、請求人は、請求から1年を経過した正当な理由について、「本監査請求の根拠である「座間市社会教育活動推進委託事業要綱」は、従来公開されておらず、登録団体全体会議、実行委員会においても何ら説明されていない。今回「座間市社会教育活動推進委託事業要綱」第8条の残額返還規定を認識したのは2020年12月28日付け市の回答に添付された時である。」と主張していますが、正当な理由があるかどうかについては、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかで判断されるべきであるとされています(最高裁昭和63年4月22日判決)。また、財務会計上の行為に関する公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為を知ることができたと解するのが相当であるとされています(東京高裁平成19年2月14日判決)。

これを本件請求についてみると、当該委託料の支出負担行為書は、令和元年10月2日に起票され、「座間市社会教育活動推進委託事業実施要綱に基づき委託事業を請けます。」と記載されている請書が添付されています。また、支出命令書(概算払)に対する精算書は、令和元年12月4日に起票されています。本件財務会計上の行為及び請求人主張の「座間市社会教育活動推進委託事業実施要綱」は、遅くとも令和元年12月上旬には座間市の情報公開制度により請求人が情報公開請求をすれば、当該行為の内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたと考えられます。

よって、監査請求期間を徒過しており、法第242条第2項に規定する正当な理由があるものとは認められません。

次に、生涯学習課長が事業実績報告書を十分に精査せずに受理し、残額返還を見逃しその事実を館職員と共に黙認したこと、市長が実行委員会役員会会計、監査の押印を根拠に当該不当な行為を問題なしとして生涯学習課長等に事実確認指示を怠り残額返還に至らなかったことについては、仮に請求人が怠る事実であると主張したとしても、普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為を違法、不当としてその是正措置を求める住民監査請求は、特段の事情がない限り、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使を違法、不当とする財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものと解すべきとされています（最高裁昭和62年2月20日判決）。

よって、生涯学習課長が黙認したことや、市長が生涯学習課長等に事実確認指示を怠ったことについても、監査請求期間を徒過しており、法第242条第2項に規定する正当な理由があるものとは認められません。

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

以 上